

役員 の 経 歴 ・ 任 期

(平成30年10月1日現在)

役 職	氏 名	就任年月日	任 期	経 歴
理事長	すずき 鈴木 みゆき	平成 29. 4. 1	平成 29. 4. 1～ 平成 33. 3. 31	昭和 56. 4 東京成徳短期大学幼児教育科講師 昭和 63. 4 昭和学院短期大学被服科助教授 平成 2. 4 聖徳大学短期大学部非常勤講師 平成 12. 4 聖徳大学短期大学部・大学・大学院助教授 (平成 18 年教授) 平成 19. 10 和洋女子大学人文学部教授 平成 20. 4 和洋女子大学人文学群教授 平成 26. 4 和洋女子大学人文学群学類長 平成 28. 4 国立青少年教育振興機構理事 (非常勤) 平成 29. 4 現職
理 事	ひらした 平下 文康	平成 29. 4. 1	平成 29. 4. 1～ 平成 31. 3. 31	昭和 59. 4 文部省 平成 3. 10 鹿児島県教育委員会学校教育課長 平成 17. 7 外務省大臣官房国内広報課長 平成 21. 4 国立青少年教育振興機構総務企画部長 平成 23. 4 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長 平成 24. 5 香川大学副学長 平成 25. 10 香川大学理事・広報室長・学長支援室長 平成 27. 4 東京外国語大学理事・事務局長 平成 29. 4 現職 (役員出向)
理 事	おぐま 小熊 ひろし	平成 30. 4. 1	平成 30. 4. 1～ 平成 32. 3. 31	昭和 55. 4 新潟大学 平成 11. 9 香川医科大学総務部庶務課長 平成 13. 11 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課課長補佐 平成 16. 10 文部科学省初等中等教育局財務課教職員配置計画専門官 平成 19. 7 文部科学省初等中等教育局財務課課長補佐 平成 21. 4 教員研修センター事業部長 平成 22. 4 教員研修センター総務部長 平成 24. 4 金沢大学総務部長 平成 26. 4 東京学芸大学総務部長 平成 28. 4 兵庫教育大学理事・事務局長 平成 30. 4 現職 (役員出向)
理 事	おおもと 大本 しんや 晋也	平成 30. 4. 1	平成 30. 4. 1～ 平成 32. 3. 31	昭和 58. 4 兵庫県公立学校教諭 平成 13. 4 国立淡路青年の家事業課専門職員 平成 16. 4 兵庫県教育委員会社会教育課指導主事 平成 20. 4 兵庫県教育委員会社会教育課主任指導主事 平成 23. 4 兵庫県教育委員会播磨東教育事務所副所長 平成 24. 4 兵庫県教育委員会社会教育課副課長 平成 26. 4 国立淡路青少年交流の家所長 平成 30. 4 現職

理事 (非常勤)	よしだ いづみ 吉田 伊津美	平成 30. 4. 1	平成 30. 4. 1～ 平成 32. 3. 31	平成 1. 4 河合楽器製作所体育事業部体育研究室室員 平成 13. 4 福岡教育大学教育学部助手 平成 14. 4 福岡教育大学教育学部講師 平成 15. 4 福岡教育大学教育学部助教授 平成 17. 4 東京学芸大学教育学部助教授（平成 19. 4～准教授） 平成 28. 4 東京学芸大学教育学部教授・学長補佐（現職） 現職（非常勤）
監事 (非常勤)	はらぐち ひでお 原口 秀夫	平成 27. 4. 1	平成 28. 9. 1～ 平成 32 年 事業年度財務諸表 承認日	昭和 52. 4 安田火災海上保険株式会社入社 平成 21. 4 常務執行役員 平成 23. 6 退任 平成 23. 6 公益財団法人損保ジャパン美術財団常務理事・館長 平成 23. 6 株式会社千葉興業銀行監査役 平成 24. 6 公益財団法人損保ジャパン美術財団 （現 公益財団法人損保ジャパン日本 興亜美術財団）専務理事・館長 平成 27. 4 現職（非常勤）
監事 (非常勤)	すずき まこと 鈴木 眞理	平成 23. 7. 1	平成 28. 9. 1～ 平成 32 年 事業年度財務諸表 承認日	昭和 53. 4 東京大学教育学部助手 昭和 58. 4 岡山大学教育学部講師 昭和 61. 4 東京大学教育学部講師 昭和 63. 6 東京大学教育学部助教授 平成 20. 4 青山学院大学文学部教授 平成 21. 4 青山学院大学教育人間科学部教授（現職） 平成 25. 4 青山学院大学教育人間科学部長 平成 23. 7 現職（非常勤）

※役員の実績・任期は、①独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条 ②特殊法人等整理合理化計画（H13. 12. 19 閣議決定） ③公務員制度改革大綱（H13. 12. 25 閣議決定） ④特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（H14. 4. 26 閣議決定）に基づき公表しています。（氏名の前に◎のある役員は、②～④による公表対象者です。）